

## 別紙1 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

清水ナショナルトレーニングセンター等の設置目的を達成し、施設の利用率を高めるために、以下に掲げた事業を実施すること。また利用者のニーズに応じた講座等の各種自主事業を積極的に実施すること。

なお、以下1、2による事業の区別をし、記録(帳簿等)簿の作成をすることとする。

### 1 市の施策により実施する教室等(以下「指定事業」という。)

施設名	項目	事業数及び開催数	教室事業名	総数
清水ナショナルトレーニングセンター	だれでも参加できる健康促進事業	5事業以上	フィットネス系の教室	全1,500回以上
清水日本平運動公園 庭球場	幼児及び小学生の運動・外遊び事業	1事業以上	キッズテニス教室	全3回以上
	だれでも参加できる健康増進事業	3事業以上	硬式テニス教室	全64回以上
清水庵原球場	だれでも参加できる健康増進事業	2事業以上	少年野球教室	全15回以上

指定事業は、市のスポーツ推進計画に沿った事業である。事業内容においては、年度開始前の市が指定する日までに、実施計画書を提出した後、教室等の内容、参加料、回数、区分等について協議し、承認を得て実施すること。また、参加者から受講料を徴収することは可能であるが、実費相当額の受講料とすること。

### 2 市の施策に準じて実施する教室等(以下「自主事業」という。)

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、清水ナショナルトレーニングセンター等の事業目的達成、活性化のため、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。自主事業の実施に当たっては、参加者から実費相当額を徴収することができる。

なお、自主事業の実施において、損失が生じた場合、市は補填を行わない。

自主事業の計画においては、年度当初の事業計画に盛り込むこと。なお、年度途中に新たな事業の実施に当たっては、市と協議すること。

また、自主事業の企画・実施に当たっては、利用者の要望・意見に配慮するとともに、施設の他の利用者にも配慮すること。

### 3 事業の引継ぎについて

令和3年4月当初から行う指定事業においては、令和2年度中に募集を行う場合が

ある。教室事業収入においては、令和3年4月に受講者から徴収するものとするが、事業内容においては、指定管理期間の開始までに、準備業務として前指定管理者から引き継ぐものとする。

#### 4 著作権について

指定・自主事業等の遂行に伴い使用する音楽等において、著作権法等関係法令を遵守し、指定管理者が申請を行い、費用についても指定管理者の負担とする。